

伊 勢 市 公 報

第 204 号
平成 26 年 5 月 7 日
水 曜 日

目 次

	頁
規 則	
伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例の施行期日を定める規則	3
上下水道事業管理規程	
伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程	5
病院事業管理規程	
伊勢市病院事業会計規程の一部を改正する規程	7
告 示	
平成 26 年度一般廃棄物処理実施計画の策定について	45
保育所保育料の収納の事務の委託について	46
地籍調査の実施について	48
伊勢市労働福祉会館の使用料の収納の事務の委託について	49
道路の区域の変更について	50
道路の供用開始について	51
認可地縁団体の告示事項の変更について	52
認可地縁団体の告示事項の変更について	53
認可地縁団体の告示事項の変更について	54
認可地縁団体の告示事項の変更について	55
認可地縁団体の告示事項の変更について	56
平成 26 年 3 月末財政状況の公表について	57
上下水道告示	
伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	63
伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	64
選挙管理委員会告示	
豊浜土地改良区総代選挙関係	
・ 当選人告知及び当選証書の付与について	65
伊勢市岡本町財産区議会議員選挙関係	
・ 選挙期日を定めることについて	68
・ 選挙長及び同職務代理者の選任について	69
・ 選挙長の行う告示の方法について	70
・ 投票用紙等に押すべき印を定めることについて	71
・ 投票管理者及び同職務代理者の選任について	72
・ 期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について	73
・ 開票事務と選挙会事務の合同について	74
・ 選挙運動費用収支報告書の公表方法について	75
・ 選挙会の日時及び場所を定めることについて	76
・ 選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額並びに選挙運動事務員等に対する報酬の最高額を定めることについて	77
・ 投票所の設置について	79
・ 期日前投票所の設置について	80
・ 不在者投票用紙等の交付場所を定めることについて	81
・ 投票記載所における氏名等の掲載順序のくじを行う日時及び場所を定めることについて	82

- ・ 選挙運動に関する支出金額の制限額について 83
- ・ 投票用紙の様式について 84
- ・ 当選した者の氏名及び住所について 86

岡本町財産区議会議員選挙選挙長告示

- 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙選挙長関係
- ・ 候補者の届出について 88
- ・ 無投票の確定について 89

公 告

- 農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想の変更について 90
- 公示送達 91
- 公示送達 92
- 伊勢市観光振興基本計画の公表について 93

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 26 年 4 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 17 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例の施行期日
を定める規則

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例（平成 25 年伊
勢市条例第 19 号）の施行期日は、平成 26 年 7 月 1 日とする。

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 26 年 4 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第4号

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 企業出納員は、上下水道部長及び上下水道部次長（上下水道部次長が置かれていない場合は、上下水道総務課長。以下この項において同じ。）とする。ただし、企業出納員である上下水道部次長は、企業出納員である上下水道部長に事故がある場合又は上下水道部長が欠けた場合に限り、その職務を行うものとする。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 26 年 4 月 28 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

伊勢市病院事業管理規程第3号

伊勢市病院事業会計規程の一部を改正する規程

伊勢市病院事業会計規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

	「第9章 引当
「第9章 予算	
	第10章 予算
第1節 予算の編成(第115条 第120条)	
	第1節 予
目次中 第2節 予算の執行(第121条 第124条) を	
	第2節 予
第10章 決算(第125条 第128条)	
	第11章 決
第11章 雑則(第129条・第130条) 」	
	第12章 雑
金(第115条)	
算の編成(第116条 第121条)	
算の執行(第122条 第125条) に改める。	
算(第126条 第129条)	
則(第130条・第131条) 」	
第1条中「総理府令」を「省令」に改める。	
第7条の見出し中「出納事務取扱」を「出納事務取扱い」に改める。	

第18条第2項中「別に定める」を「別表に定めるところによる」に改める。

第75条各号を次のように改める。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 建物及び附属設備

ウ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）

エ 機械及び装置並びにその他の附属設備

オ 自動車その他の陸上運搬具

カ 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のものに限る。）

キ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからカまでに掲げるものである場合に限る。）

ク 建設仮勘定（イからカまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

ケ 有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

ア 水利権

イ 借地権

ウ 地上権

エ 特許権

オ 施設利用権

カ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主であって、当該リース物件がイからオまでに掲げるものである場

合に限る。)

キ その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

ア 投資有価証券（1年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）

イ 出資金

ウ 長期貸付金

エ 基金

オ その他の固定資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

カ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

第76条第4号中「無償で譲り受けた無形固定資産以外の固定資産」を「譲与、贈与その他無償で取得した固定資産」に、「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。

第87条第1項中「不用となり、」を「不用となり」に改める。

第114条第1項中「総理府令第8条第3項」を「省令第15条第3項」に改め、同条第2項を削る。

第11章中第130条を第131条とし、第129条を第130条とする。

第11章を第12章とする。

第128条第1項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

第128条第1項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加え、第10章中同条を第129条とする。

(7) キャッシュ・フロー計算書

第127条を第128条とする。

第126条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 繰延収益の償却

(4) 資産の評価

第126条中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加え、同条を第127条とする。

(5) 引当金の計上

第125条を第126条とする。

第10章を第11章とする。

第9章第2節中第124条を第125条とし、第120条から第123条までを1条ずつ繰り下げる。

第119条に後段として次のように加える。

この場合において、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第119条を第120条とし、第115条から第118条までを1条ずつ繰り下げる。

第9章を第10章とし、第8章の次に次の1章を加える。

第9章 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第115条 退職給付引当金の計上は、簡便法(当該事業年度の末日において全企業職員(同日における退職者を除く。)が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。)によるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第18条関係)

病院事業勘定科目表

1 収益勘定

款	項	目	節	科目区分の説明
病院事業 収益	医業収益	入院収益		医業活動に係る収益
			入院収益	入院医療に係る収益
		外来収益		外来医療に係る収益
			外来収益	外来医療に係る収益
		他会計負担金		収益的支出を負担することを目的として他会計から繰り入れられたもので返済の必要のない負担金
			他会計負担金	
	健診収益	その他医業収益	室料差額収益	個室使用等に係る室料差額収益
			医療相談収益	個別的医療相談に係る収益
			その他医業収益	上記以外の収益
			その他医業収益	
		健診収益	健診活動に係る収益	
		健診収益	公衆衛生	各種の集団健康診断等公衆

医業外収益	活動収益	衛生活動に係る収益
	その他健診収益	上記以外の収益
	受取利息及び配当金	医業活動以外の原因から生ずる収益
	預金利息	預金の利子
	基金利息	基金の利子
	有価証券利息	有価証券の利子
	配当金	出資金等の配当金
	他会計補助金	
	他会計補助金	収益的支出を負担することを目的として他会計から繰り入れられたもので返済の必要のない補助金
	他会計負担金	
他会計負担金	収益的支出を負担することを目的として他会計から繰り入れられたもので返済の必要のない負担金	
国庫補助		

金	国庫補助 金	医業費補助の目的で交付さ れた国庫補助金
県補助金	県補助金	医業費補助の目的で交付さ れた県補助金
負担金交 付金	負担金交 付金	上記以外の収益的支出を負 担することを目的とした負 担金
患者外給 食収益	患者外給 食収益	患者付添人及び職員に対す る給食収益
消費税及 び地方消 費税還付 金	消費税及 び地方消 費税還付 金	消費税及び地方消費税還付 金
長期前受 金戻入		省令第21条第2項又は第3 項の規定により償却した長 期前受金の額のうち医業外

収益として整理するもの

再評価積
立金長期
前受金戻
入
受贈財産
評価額長
期前受金
戻入
他会計補
助金長期
前受金戻
入
他会計負
担金長期
前受金戻
入
国庫補助
金長期前
受金戻入
県補助金
長期前受
金戻入
寄附金長
期前受金
戻入

		工事負担 金長期前 受金戻入 その他資 本剰余金 長期前受 金戻入	
	その他医 業外収益		
		有価証券 売却益 その他医 業外収益	一時的に所有する有価証券 を売却した場合の売却益 上記以外の収益
特別利益			当年度の経常的収益から除 外すべき利益
	固定資産 売却益		
		固定資産 売却益	固定資産の売却価額が当該 固定資産の売却時の帳簿価 額を超える金額
	過年度損 益修正益		
		過年度損 益修正益	前年度以前の損益の修正で 利益の性質を有するもの
	その他特 別利益		

			賞与引当 金戻入 法定福利 費引当金 戻入 退職給付 引当金戻 入 修繕引当 金戻入 特別修繕 引当金戻 入 貸倒引当 金戻入 その他特 別利益	上記以外の特別利益
--	--	--	--	-----------

2 費用勘定

款	項	目	節	科目区分の説明
病院事業 費用	医業費用	給与費	給料	医業活動に係る費用 常勤及び非常勤の職員に係 る費用 職員の本給

		手当等	職員の扶養、期末、時間外勤務及び特殊勤務等の諸手当
		賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
		賃金	臨時職員等の賃金
		報酬	臨時又は非常勤の医師、顧問、嘱託員等に対する報酬
		法定福利費	市町村職員共済組合等法令の定めるところにより職員の福利厚生のために負担しなければならない費用
		法定福利費引当金繰入額	法定福利引当金として計上するための繰入額
		退職給付費	退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額
	材料費	医薬品費	医業活動に係る材料の費用 投薬用薬品、注射用薬品及びその他薬品（半減期が1年未満の放射性同位元素を含む。）の費用
		診療材料費	ア 診療材料として直接消費されるもの。例えばレントゲンフィルム、歯科用の

			<p>材料、酸素、ギプス粉、包帯、ガーゼ、脱脂綿等の費用</p> <p>イ 診療用具（患者の用に供するものを含む。）等であって、1年以内に消費するもの。例えば注射針、注射筒、ゴム管、試験管、シャーレ、体温計等の費用</p>
		給食材料費	患者給食のため、消費する食品の費用
		医療消耗備品費	診療用具（患者の用に供するものを含む。）等であって、1年を超えて使用できるもののうち、減価償却を必要としないもの。例えば聴診器、血圧計、鉗子、鉤類、自動天秤等の費用
	経費		医業活動に係る一般諸経費
		厚生福利費	職員等に対する法定以外の福利費用
		報償費	報償金、奨励金等
		旅費交通費	研究研修以外の業務のための出張旅費及び有料道路使用料等の費用
		職員被服	職員に支給又は貸与する白

費	衣、予防衣、診察衣、作業服等の費用
消耗品費	事務用、管理用等に使用するものであって、1年以内に消耗するものの費用
消耗備品費	事務用、管理用の用具等で、1年を超えて使用できるものであって、減価償却を必要としないものの費用
光熱水費	電気使用料、ガス使用料、水道使用料等の費用
燃料費	重油、ガソリン等の費用
交際費	渉外諸費用
食糧費	会議用、式典用及び応接用の茶菓子、弁当等の費用
印刷製本費	印刷及び製本等の費用
修繕費	固定資産等の維持修繕に必要な費用
修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
保険料	火災保険料、自動車損害賠償責任保険料等の費用

		賃借料	土地及び建物の賃借料、タクシー借上料、器械の使用料等の費用
		通信運搬費	電信料、電話料、郵便料及び運送料等の費用
		手数料	役務提供者に対する対価として支払われる費用
		委託費	委託した業務の対価として支払われる費用
		広告費	広告、宣伝に要する費用
		諸会費	各種団体等に対する会費
		補償費	補償金、賠償金等
		貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
		その他引当金繰入額	省令第22条の規定により引き当てるその他引当金として計上するための繰入額
		雑費	上記以外の費用
	減価償却費		償却資産の減価償却費
		建物減価償却費	建物(建物附属設備を含む。)に対する減価償却費
		構築物減価償却費	構築物に対する減価償却費
		器械備品減価償却費	器械備品に対する減価償却費

		費	
		車両減価償却費	車両に対する減価償却費
		無形固定資産減価償却費	無形固定資産に対する減価償却費
		リース資産減価償却費	リース資産に対する減価償却費
	資産減耗費		たな卸資産減耗費及び固定資産除却費
		たな卸資産減耗費	貯蔵品のき損、変質又は滅失による除却費及び低価法による評価損
		固定資産除却費	有形固定資産の除却損又は廃棄損及び撤去費
	研究研修費		研究及び職員研修に係る費用
		研究材料費	研究材料の費用
		謝金	研究研修のために招聘した講師に対する謝礼金等の費用
		図書費	研究研修用の図書費
		旅費	研究研修のための出張旅費
		負担金	研究研修のために参加した

健診費用	給与費	研究雑費	各種学会等に要した負担金 研究研修のための上記以外 の費用
			健診活動に係る費用
			常勤及び非常勤の職員に係 る費用
		給料	職員の本給
		手当等	職員の扶養、期末、時間外勤 務及び特殊勤務等の諸手当
		賞与引当 金繰入額	賞与引当金として計上する ための繰入額
	材料費	賃金	臨時職員等の賃金
		報酬	臨時又は非常勤の医師、顧 問、嘱託員等に対する報酬
		法定福利 費	市町村職員共済組合等法令 の定めるところにより職員 の福利厚生のために負担し なければならない費用
		法定福利 費引当金 繰入額	法定福利引当金として計上 するための繰入額
		薬品費	健診活動に係る材料の費用 検査用薬品及びその他薬品 (半減期が1年未満の放射 性同位元素を含む。)の費用
		診療材料	ア 健診材料として直接消

			費	費されるもの。例えばレントゲンフィルム、ガーゼ、脱脂綿、電極等の費用
			イ	健診用具（健診者の用に供するものを含む。）等であって、1年以内に消費するもの。例えば注射針、注射筒、ゴム管、試験管、体温計等の費用
			医療消耗 備品費	健診用具（健診者の用に供するものを含む。）等であって、1年を超えて使用できるもののうち、減価償却を必要としないもの。例えば聴診器、血圧計等の費用
		経費		健診活動に係る一般諸経費
			厚生福利 費	職員等に対する法定以外の福利費用
			報償費	報償金、奨励金等
			旅費交通 費	研究研修以外の業務のための出張旅費及び有料道路使用料等の費用
			職員被服 費	職員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診察衣、作業服等の費用
			消耗品費	事務用、管理用等に使用する

		ものであって、1年以内に消耗するものの費用
	消耗備品費	事務用、管理用の用具等で、1年を超えて使用できるものであって、減価償却を必要としないものの費用
	光熱水費	電気使用料、ガス使用料、水道使用料等の費用
	燃料費	重油、ガソリン等の費用
	食糧費	会議用、式典用及び応接用の茶菓子、弁当等の費用
	印刷製本費	印刷及び製本等の費用
	修繕費	固定資産等の維持修繕に必要な費用
	修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
	特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
	保険料	火災保険料、自動車損害賠償責任保険料等の費用
	賃借料	土地及び建物の賃借料、タクシー借上料、器械の使用料等の費用
	通信運搬	電信料、電話料、郵便料及び

		費	運送料等の費用
		手数料	役務提供者に対する対価として支払われる費用
		委託費	委託した業務の対価として支払われる費用
		広告費	広告、宣伝に要する費用
		諸会費	各種団体等に対する会費
		補償費	補償金、賠償金等
		貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
		その他引当金繰入額	省令第22条の規定により引き当てるその他引当金として計上するための繰入額
		雑費	上記以外の費用
	減価償却費		償却資産の減価償却費
		建物減価償却費	建物(建物附属設備を含む。)に対する減価償却費
		構築物減価償却費	構築物に対する減価償却費
		器械備品減価償却費	器械備品に対する減価償却費
		車両減価償却費	車両に対する減価償却費
		無形固定	無形固定資産に対する減価

		資産減価償却費	償却費
		リース資産減価償却費	リース資産に対する減価償却費
医業外費用			医業活動以外に係る費用
	支払利息及び企業債取扱諸費		
		企業債利息	企業債に対する利息
		一時借入金利息	一時借入金等に対する利息
		企業債手数料及び取扱諸費	企業債の発行及び元利償還に係る手数料及び取扱費
	消費税及び地方消費税		
		消費税及び地方消費税	消費税及び地方消費税額
	雑損失		
		不用品売却	不用となったものの売却原

		却原価	価
		その他雑 損失	その他雑損失
		消費税雑 損失	収益的支出に係る控除対象 外消費税
	負担金	負担金	他会計の費用を負担するも の
	医師確保 経費	医師確保 経費	医師奨学金貸付に係る返還 免除分
	看護師確 保経費	看護師確 保経費	看護師奨学金貸付及び看護 職員就職準備資金交付に係 る返還免除分
	医業外雑 費	医業外雑 費	上記以外の費用
	特別損失		当年度の経常的費用から除 外すべき損失
	固定資産 売却損	固定資産	固定資産の売却価額が当該

			売却損	固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額
		減損損失	減損損失	事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額
		災害による損失	災害による損失	災害による巨額の臨時損失
		過年度損益修正損	過年度損益修正損	前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
		その他特別損失	その他特別損失	上記以外の費用
	予備費	予備費	予備費	

3 資産勘定

固定資産				
------	--	--	--	--

有形固定 資産	土地	土地、建物、構築物、機械備 品等営業の用に供する目的 をもって所有する資産 土地の取得に関して要した 費用、例えば買収費、整地費 及び測量費等
	建物	事業所、事務所、倉庫、車庫、 公舎その他経営附属用建物 (建物と一体をなす暖房、照 明、通風等の附属設備、買収 建物を使用するために要し た模様替、改造等の費用を含 む。)
	建物減価 償却累計 額	建物に対する減価償却累計 額
	構築物	煙突、貯水池、門その他土地 に定着する建物以外の工作 物
	構築物減 価償却累 計額	構築物に対する減価償却累 計額
	器械備品	器械、装置、工具、器具及び 備品等
	器械備品 減価償却	器械備品に対する減価償却 累計額

	累計額	
	車両	自動車、その他陸上運搬具等
	車両減価償却累計額	車両に対する減価償却累計額
	リース資産	有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
	リース資産減価償却累計額	リース資産に対する減価償却累計額
	建設仮勘定	有形固定資産を建設又は改良する場合に支出した工事費（前払金等を含む。）
	その他有形固定資産	上記以外の有形固定資産
	その他有形固定資産減価償却累計額	その他有形固定資産に対する減価償却累計額
無形固定資産		有償で取得した借地権、地上権、特許権、電話加入権、施設利用権、リース資産等
	借地権	土地の上に設定された民法

			(明治29年法律第89号) 第601条に規定する権利
		地上権	民法第265条に規定する権利
		特許権	特許法(昭和34年法121号)第29条に規定する権利
		電話加入権	電話の新設又は増設に伴う設備負担金、加入料、設置料等
		施設利用権	電気ガス供給施設利用権等
		リース資産	無形固定資産(営業権を除く。)に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
		その他無形固定資産	上記以外の無形固定資産
	投資その他の資産		投資の目的をもって所有する資産
		投資有価証券	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条に規定する有価証券並びにこれに係る払込金領収書及び申込金領収書(以下「有価証券」という。)中で投資の目的をもって所有するもの

流動資産	現金預金	出資金	他企業への出資金
		長期貸付金	貸付金で1年以内に返済期限が到来しないもの
		貸倒引当金	長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
		基金	基金設置条例に基づき、積立金等に対応して、特定預金等の形態で保有するもの
		その他投資	上記以外の投資の性質を有するもの
	現金	現金	現金及び預金
		現金	現金、期限の到来した公社債の利札、手許にある当座小切手、送金小切手、送金為替手形、郵便為替証書及び振替貯金払出証書等
		預金	金融機関に対する預金、貯金及び掛金、郵便貯金、郵便振替貯金並びに金銭信託（貸借対照日から起算して1年以内に契約期限の到来しない預金を含まない。）
	未収金	医業未収	収益に係る未収額

	金	医業未収金	医業収益に対する未収額
		医業外未収金	医業外収益に対する未収額
		未収消費税及び地方消費税額	消費税及び地方消費税還付金に係るもの
		その他未収金	固定資産売却代金等医業及び医業外未収金以外の未収額
貸倒引当金			未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
有価証券			随時現金化される有価証券で一時的所有の目的で保有されるもの
貯蔵品	薬品		貯蔵品
	診療材料		薬品の棚卸高
	その他貯蔵品		診療材料の棚卸高
			上記以外の貯蔵品の棚卸高
短期貸付金			貸付金で返済期日が1年内のもの
貸倒引当			短期貸付債権の回収不能に

金		よる損失に備えるために引き当てるもの
前払費用		一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価のうち当該事業年度の費用に属さないもの（未払経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料）で1年内に費用となるもの
	未経過保険料	未経過保険料
	その他前払費用	上記以外の前払費用
前払金		物品等の購入に際して前払された金額で前払費用に属さないもの
その他流動資産		上記以外の流動資産
	保管有価証券	差入保証金の代用として提供を受けた有価証券で短期間内に返却する見込のもの
	仮払消費税及び地方消費税	課税仕入れに係る消費税及び地方消費税額

		額 その他流 動資産		上記以外の流動資産
--	--	------------------	--	-----------

4 資本勘定

資本金	資本金			固有資本金、繰入資本金及び組入資本金の合計額から、資本金を取り崩した額を控除して得た額
剰余金	資本剰余金			再評価積立金、受贈財産評価額、他会計補助金、他会計負担金、国庫補助金、県補助金、寄附金、工事負担金（償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てるためのものに限る。）及びその他資本剰余金
		再評価積立金		政令附則第11項及び第12項の規定により資産の再評価を行って場合における再評価額から再評価以前の帳簿評価額を控除した額
		受贈財産評価額		償却資産以外の固定資産の贈与等を受けたものの評価額
		他会計補		償却資産以外の固定資産の

	助金	取得又は改良に充てた他会計からの補助金
	他会計負担金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた他会計負担金
	国庫補助金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた国庫補助金
	県補助金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた県補助金
	寄附金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた寄附金
	工事負担金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた工事負担金
	その他資本剰余金	上記以外の資本剰余金
利益剰余金		積立金及び当年度未処分利益剰余金（当年度未処理欠損金）
	減債積立金	企業債の償還に充てる目的により積み立てた額
	利益積立金	欠損金をうめる目的により積み立てた額

	その他積立金	上記以外の目的に積み立てたその他積立金
	当年度未処分利益剰余金(当年度未処理欠損金)	当年度末における繰越利益剰余金(繰越欠損金)の額に当年度の純利益(純損失)の金額を加減した額
	繰越利益剰余金年度末残高(繰越欠損金年度末残高)	前年度未処分利益剰余金(前年度未処理欠損金)の額から前年度利益剰余金処分量(前年度欠損金処理額)を控除して得た繰越利益剰余金(繰越欠損金)の額
	当年度純利益(当年度純損失)	当年度損益取引の結果発生した純利益(純損失)

5 負債勘定

固定負債	企業債	建設改良費等の財源に充てるための	事業の通常取引において1年以内に償還されない長期借入金等 建設改良費等の財源に充てるための企業債 建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債(1年以内に償還期限の到来するものを除く。)
------	-----	------------------	--

	企業債	
	その他の 企業債	建設改良費等以外の財源に 充てるために発行する企業 債（1年以内に償還期限の到来 するものを除く。）
他会計借 入金		建設改良費等の財源に充て るための他会計借入金
	建設改良 費等の財 源に充て るための 長期借入 金	建設改良費等の財源に充て るために他の会計から繰り 入れた借入金（1年以内に返済 期限の到来するものを除 く。）
	その他の 長期借入 金	建設改良費等以外の財源に 充てるために他の会計から 繰り入れた借入金（1年以内に 返済期限の到来するものを 除く。）
リース債 務		ファイナンス・リース取引に おけるリース債務（1年以内に 支払期限の到来するものを 除く。）
引当金		
	退職給付 引当金	将来支給すべき退職給付の うち、当年度末までに発生し た額を計上する引当金のう

流動負債		修繕引当金	ち1年以内に償還期限の到来するものを除いたもの 自己の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金
		特別修繕引当金	数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち1年以内に償還期限の到来するものを除いたもの
	その他固定負債	その他引当金	上記以外の引当金
	一時借入金		上記以外の固定負債
	企業債	建設改良費等の財源に充てるための	1年以内に返済しなければならない借入金 建設改良費等の財源に充てるための企業債 1年以内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債

	企業債	
	その他の 企業債	1年以内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債
他会計借入金		建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金
	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	1年以内に返済期限が到来する建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
	その他の長期借入金	1年以内に返済期限が到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
リース債務		1年以内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務
未払金		
	医業未払金	通常取引に基づいて発生した医業費用の未払金
	未払消費税及び地方消費税	未払消費税及び地方消費税額

	その他未 払金	上記以外の未払金
未払費用		未払賃金、未払賃借料、未払 利息等一定の契約に従い、継 続的に役務の提供を受ける 場合すでに提供された役務 に対して、いまだその対価の 支払が終わらないもので医 業未払金に属さないもの
前受金	医業前受 金	医業活動に係る収益の前受 額
	医業外前 受金	医業活動以外から生ずる収 益の前受額
	その他前 受金	固定資産売却代金等医業及 び医業外前受金以外の前受 金
引当金	退職給付 引当金	将来支給すべき退職給付の うち、当年度末までに発生し た額を計上する引当金のう ち1年内に取り崩す予定の もの
	賞与引当 金	翌事業年度に支払う賞与の うち、当該事業年度負担相当 額を見積り計上する引当金

	法定福利 費引当金	翌事業年度に支払う法定福 利費のうち、当該事業年度負 担相当額を見積り計上する 引当金
	修繕引当 金	自己の所有する設備等につ いて、毎事業年度行われる通 常の修繕が何らかの理由で 行われなかった場合におい て、その修繕に備えて計上す る引当金
	特別修繕 引当金	数事業年度ごとに定期的 に行われる特別の大修繕に備 えて計上する引当金のうち 1年内に取り崩す予定のも の
	その他の 引当金	上記以外の引当金
その他流 動負債	預り金	所得税等預り金
	預り有価 証券	差入保証金の代用として提 供を受けけた有価証券で短 期間内預るもの
	預り保証 金	契約に伴う預り金
	仮受消費	課税売上に係る消費税及び

繰延収益	長期前受 金	税及び地 方消費税 その他流 動負債	地方消費税額 上記以外の流動負債
	長期前受 金収益化 累計額		償却資産の取得又は改良に 充てるための補助金、負担金 その他これらに類するもの の交付を受けた場合におけ るその交付を受けた金額に 相当する額及び償却資産の 取得又は改良に充てるため に起こした企業債の元金の 償還に要する資金に充てる ため一般会計又は他の特別 会計から繰り入れた場合に おけるその繰入金

附 則

この規程は、公表の日から施行し、改正後の伊勢市病院事業会計規程の規定は、平成26年度の事業年度から適用する。

伊勢市告示第 43 号

平成 26 年度一般廃棄物処理実施計画を策定しましたので、伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 129 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 26 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部清掃課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市告示第 44 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条第 4 項の規定に基づき、伊勢市保育所保育料の収納の事務を次のとおり委託したので、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 44 条の 2 第 1 項の規定により告示します。

平成 26 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務を委託した者

所在地	名称
伊勢市大湊町 1080 番地 1	大湊保育園
伊勢市一色町 1316 番地	一色保育園
伊勢市村松町 143 番地	村松保育園
伊勢市船江 3 丁目 11 番 43 号	船江保育園
伊勢市常磐町 74 番地 5	たけのこ保育園
伊勢市岡本 1 丁目 2 番 33 号	マリア保育園
伊勢市東大淀町 2 番地 12	東大淀保育園
伊勢市磯町 1736 番地	豊浜西保育所
伊勢市矢持町 426 番地	みどり保育園
伊勢市有滝町 2102 番地 55	有滝保育園
伊勢市中須町 416 番地 43	中須保育園
伊勢市佐八町 728 番地 2	佐八保育園

伊勢市旭町 348 番地	みややま保育園
伊勢市勢田町 642 番地 3	なかよし保育所
伊勢市小俣町元町 569 番地	えがお保育園
伊勢市小俣町新村 558 番地 20	あけの保育園

2 委託期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第45号

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成26年4月18日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 事業計画が定められた年月日

平成26年4月1日

2 調査を実施する者の名称

伊勢市

3 調査地域

本町・一志・宮後1（本町、一志町及び宮後1丁目）

吹上1（吹上1丁目）

吹上2（吹上2丁目）

東豊浜1（東豊浜町西条）

東豊浜2（東豊浜町土路）

八日市場（八日市場町）

檜原（檜原町）

4 調査期間

平成26年4月18日から平成27年3月31日

伊勢市告示第 46 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市労働福祉会館の使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 26 年 4 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務を委託した者

伊勢市河崎 1 丁目 4 番 35 号

公益社団法人 伊勢市シルバー人材センター

理事長 中北 隆敏

2 委託期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 47 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 26 年 4 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	小俣明野 5 号線	小俣町明野 1677 番地内から	旧	4.0～4.0	43.5
		小俣町明野 1678 番 1 地内まで	新	6.0～9.9	47.8

伊勢市告示第 48 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 26 年 4 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
小俣明野 5 号線	小俣町明野 1677 番地内から 小俣町明野 1678 番 1 地内まで	平成 26 年 4 月 21 日

伊勢市告示第 49 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
柏町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により
告示します。

平成 26 年 4 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 森 隆 生

伊勢市柏町 557 番地 1

変更後 平 松 正 敏

伊勢市柏町 641 番地 3

伊勢市告示第 50 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
下野町自治区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

平成 26 年 4 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 杉 山 滋

伊勢市下野町 263 番地 8

変更後 仲 林 道 夫

伊勢市下野町 424 番地 9

伊勢市告示第 51 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、西区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 26 年 4 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 柏 端 弘 三

伊勢市二見町西 905 番地 11

変更後 松 原 孝 次

伊勢市二見町西 654 番地 1

伊勢市告示第 52 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
城田団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

平成 26 年 4 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 鈴木 武 夫

伊勢市上地町 395 番地 47

変更後 松 山 幸 功

伊勢市上地町 395 番地 12

伊勢市告示第 53 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、藤ヒルズ自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 26 年 4 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 羽 根 利 通

伊勢市藤里町 189 番地 30

変更後 塩 井 啓 介

伊勢市藤里町 189 番地 57

平成26年4月30日

伊勢市長 鈴木健一

伊 勢 市 の 財 政

1 3月末における人口、世帯数、面積の状況（外国人登録を含む。）

人 口	131,289 人	（平成25年度現計予算 1人当たり	383,091 円）
世 帯 数	54,193 世帯	（平成25年度現計予算 1世帯当たり	928,083 円）
面 積	208.53 k m ²		

2 平成25年度一般会計予算の状況

（単位 千円）

歳 入					歳 出				
項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)/(A) %	項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	支出済額 (B)	(B)/(A) %
市 税	16,440,000	32.7	16,344,024	99.4	議 会 費	346,842	0.7	342,352	98.7
地 方 譲 与 税	335,001	0.7	352,033	105.1	総 務 費	4,843,267	9.6	3,734,528	77.1
利 子 割 交 付 金	40,000	0.1	50,394	126.0	民 生 費	16,404,294	32.6	14,890,248	90.8
配 当 割 交 付 金	25,000	0.1	75,733	302.9	衛 生 費	4,477,381	8.9	3,885,365	86.8
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,000	0.0	126,922	2,538.4	労 働 費	126,565	0.3	111,679	88.2
地 方 消 費 税 交 付 金	1,220,000	2.4	1,234,031	101.2	農 林 水 産 業 費	3,624,202	7.2	3,087,821	85.2
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	15,000	0.0	17,214	114.8	商 工 費	297,007	0.6	263,641	88.8
自 動 車 取 得 税 交 付 金	100,001	0.2	143,236	143.2	観 光 費	726,352	1.4	595,302	82.0
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	75,083	0.2	75,083	100.0	土 木 費	6,289,142	12.5	4,937,692	78.5
地 方 特 例 交 付 金	70,988	0.1	70,988	100.0	消 防 費	2,841,673	5.7	2,040,147	71.8
地 方 交 付 税	10,624,358	21.1	10,980,035	103.3	教 育 費	4,813,489	9.6	4,057,749	84.3
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	19,679	0.0	20,145	102.4	災 害 復 旧 費	1,392	0.0	1,357	97.5
分 担 金 及 び 負 担 金	964,858	1.9	861,440	89.3	公 債 費	5,455,376	10.8	5,454,068	100.0
使 用 料 及 び 手 数 料	375,636	0.8	370,207	98.6	諸 支 出 金	2	0.0	0	0.0
国 庫 支 出 金	7,120,506	14.2	6,820,684	95.8	予 備 費	48,644	0.1	0	0.0
県 支 出 金	2,737,908	5.4	2,241,972	81.9					
財 産 収 入	161,182	0.3	165,599	102.7					
寄 附 金	34,127	0.1	43,735	128.2					
繰 入 金	536,332	1.1	99,208	18.5					
繰 越 金	1,473,450	2.9	1,473,451	100.0					
諸 収 入	613,996	1.2	519,885	84.7					
市 債	7,307,523	14.5	1,533,500	21.0					
合 計	50,295,628	100.0	43,619,519	86.7	合 計	50,295,628	100.0	43,401,949	86.3

歳入の国庫支出金、県支出金、繰越金及び市債については、繰越明許費繰越財源を、歳出の総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、観光費、土木費、消防費及び教育費については、繰越明許費繰越額を含みます。

○ 市税の状況

(単位 千円)

項目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	備考
市民税	7,261,692	44.2	7,122,657	98.1	
固定資産税	6,659,331	40.5	6,723,462	101.0	
軽自動車税	268,500	1.6	275,609	102.6	
市たばこ税	840,476	5.1	787,793	93.7	
特別土地保有税	1	0.0	0	0.0	
入湯税	17,000	0.1	19,462	114.5	
都市計画税	1,393,000	8.5	1,415,041	101.6	
合計	16,440,000	100.0	16,344,024	99.4	

○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

項目	予算現額	構成割合 %	備考
消費的経費	27,886,403	55.4	
人件費	8,215,866	16.3	
物件費	6,950,068	13.8	※
維持補修費	345,748	0.7	※
扶助費	9,238,186	18.4	
補助費等	3,136,535	6.2	
投資的経費	9,529,996	19.0	
普通建設事業	9,529,960	19.0	※
災害復旧事業	36	0.0	
失業対策事業	0	0.0	
その他の経費	12,879,229	25.6	
貸付金	4,276	0.0	
公債費	5,455,376	10.8	
投資及び 出資金	285,000	0.6	※
積立金	171,451	0.3	
繰出金	6,914,482	13.8	
予備費	48,644	0.1	
合計	50,295,628	100.0	

※ 繰越明許費繰越額を含みます。

3 平成25年度特別会計予算執行状況

(単位 千円)

会 計 別	予 算 現 額	収 入 済 額	支 出 済 額	備 考
国民健康保険特別会計	14,164,085	12,712,934	12,581,061	
後期高齢者医療特別会計	2,554,718	2,528,563	2,342,643	
介護保険特別会計	11,941,151	11,120,436	10,784,521	
住宅新築資金等貸付事業 特 別 会 計	23,258	25,217	11,295	
農業集落排水事業特別会計	163,198	146,743	146,743	
観光交通特別会計	697,708	719,707	663,427	
土地取得特別会計	53,212	2,161	2,161	
合 計	29,597,330	27,255,761	26,531,851	

4 市債の状況

(単位 千円)

目 的 別		借 入 先 別		
一 般 会 計 債	44,932,423	政府資金	財 務 省	18,926,702
総 務 債	2,107,702		日 本 郵 政 公 社	2,700,434
民 生 債	833,922	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構		11,277,717
衛 生 債	1,240,226	三 重 県		111,712
労 働 債	38,554	共 済 組 合 等		1,635,606
農 林 水 産 業 債	3,068,967	銀 行 等		10,298,430
商 工 債	122,823			
観 光 債	10,600			
土 木 債	11,915,837			
公 営 住 宅 債	657,054			
消 防 債	1,057,911			
教 育 債	4,237,377			
災 害 復 旧 債	52,038			
減 税 補 て ん 債	1,215,619			
臨 時 税 収 補 て ん 債	244,741			
臨 時 財 政 対 策 債	17,986,417			
借 換 債	142,635			
特 別 会 計 債	18,178			
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 債	18,178			
合 計	44,950,601	合 計		44,950,601

5 一時借入金の状況

区 分	借入金残金	借入先	備 考
——	——	——	

6 市有財産の状況

区 分	現 在 高	備 考
土 地	3,937,136.90 m ²	
建 物	377,975.85 m ²	
動 産	3 個	
物 権	2,208.55 m ²	
基 金	24,299,435 千円	
有 価 証 券 ・ 出 資 金 等	1,229,688 千円	
物 品 取 得 価 格 50 万 円 以 上 の も の	車 両	315 台
	そ の 他	571 点
無 体 財 産 権	0 件	

参考 平成26年度当初予算

○ 一般会計

(単位 千円)

○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

歳 入			歳 出			項 目	予算現額	構成割合 %	備 考
項 目	予 算 額	構成割合 %	項 目	予 算 額	構成割合 %				
市 税	16,460,000	34.8	議 会 費	367,159	0.8	消 費 的 経 費	28,442,573	60.1	
地 方 譲 与 税	325,001	0.7	総 務 費	3,896,542	8.2	人 件 費	8,149,456	17.2	
利 子 割 交 付 金	40,000	0.1	民 生 費	17,431,448	36.9	物 件 費	7,235,687	15.3	
配 当 割 交 付 金	40,000	0.1	衛 生 費	4,190,299	8.9	維 持 補 修 費	343,688	0.7	
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	7,000	0.0	労 働 費	89,581	0.2	扶 助 費	9,854,065	20.9	
地 方 消 費 税 交 付 金	1,370,000	2.9	農 林 水 産 業 費	716,932	1.5	補 助 費 等	2,859,677	6.0	
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	15,000	0.0	商 工 費	261,444	0.6	投 資 的 経 費	6,264,635	13.3	
自 動 車 取 得 税 交 付 金	50,001	0.1	観 光 費	584,455	1.2	普 通 建 設 事 業	6,264,599	13.3	
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	75,000	0.2	土 木 費	5,484,710	11.6	災 害 復 旧 事 業	36	0.0	
地 方 特 例 交 付 金	60,000	0.1	消 防 費	4,062,977	8.6	失 業 対 策 事 業	0	0.0	
地 方 交 付 税	10,060,000	21.3	教 育 費	4,601,472	9.7	そ の 他 の 経 費	12,535,601	26.6	
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	21,000	0.0	災 害 復 旧 費	36	0.0	貸 付 金	4,256	0.0	
分 担 金 及 び 負 担 金	1,041,617	2.2	公 債 費	5,505,752	11.7	公 債 費	5,505,752	11.7	
使 用 料 及 び 手 数 料	371,790	0.8	諸 支 出 金	2	0.0	投 資 及 び 出 資 金	75,655	0.2	
国 庫 支 出 金	6,385,166	13.5	予 備 費	50,000	0.1	積 立 金	21,018	0.0	
県 支 出 金	2,785,454	5.9				繰 出 金	6,878,920	14.6	
財 産 収 入	39,779	0.1				予 備 費	50,000	0.1	
寄 附 金	26,002	0.1				合 計	47,242,809	100.0	
繰 入 金	1,723,554	3.6							
繰 越 金	50,000	0.1							
諸 収 入	497,045	1.1							
市 債	5,799,400	12.3							
合 計	47,242,809	100.0	合 計	47,242,809	100.0				

○ 市税

(単位 千円)

項 目	予算額	構成割合 %	備 考
市 民 税	7,135,180	43.3	
固 定 資 産 税	6,802,908	41.3	
軽 自 動 車 税	274,000	1.7	
市 た ば こ 税	816,911	5.0	
特別土地保有税	1	0.0	
入 湯 税	14,000	0.1	
都 市 計 画 税	1,417,000	8.6	
合 計	16,460,000	100.0	

○ 特別会計

(単位 千円)

会 計 別	予 算 額	備 考
国民健康保険特別会計	14,867,684	
後期高齢者療特別会計	2,789,281	
介護保険特別会計	12,341,184	
住宅新築資金等貸付事業 特 別 会 計	5,967	
観光交通対策特別会計	567,274	
土地取得特別会計	403,610	
合 計	30,975,000	

伊勢市上下水道事業告示第 13 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 26 年 4 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
376	株式会社 坂口設備	度会郡玉城町下田辺 1075 番地	平成 26 年 4 月 15 日
377	ヤナギ設備	志摩市浜島町桧山路 475 番地	平成 26 年 4 月 15 日

伊勢市上下水道事業告示第 14 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 26 年 4 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
378	有限会社 中西電機 商会	度会郡南伊勢町五ヶ 所浦 3831 番地	平成 26 年 5 月 1 日
379	上村設備	多気郡明和町大字斎 宮 3822 番地 11	平成 26 年 5 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会告示第 28 号

平成 26 年 4 月 16 日執行の豊浜土地改良区総代選挙において、土地改良法施行令第 21 条第 1 項の規定による当選人の報告を受け、同令第 22 条第 2 項の規定により当選証書を付与したので、同令第 21 条第 2 項の規定並びに同令第 22 条第 2 項の規定により、下記のとおりその者の住所及び氏名を告示します。

平成 26 年 4 月 17 日 提出

伊勢市選挙管理委員会
委員長 森 裕 幸

記

1 豊浜土地改良区総代選挙当選人

別紙「当選人一覧表」のとおり

豊浜土地改良区総代選挙当選人一覧表

【第1選挙区】

(定数35人 当選人35人)

住 所	氏 名
伊勢市西豊浜町75番地	大西 常夫
伊勢市西豊浜町743番地	奥野 喜久
伊勢市西豊浜町753番地	奥野 祐則
伊勢市西豊浜町1445番地	梶野 芳和
伊勢市西豊浜町746番地	中西 和也
伊勢市西豊浜町1537番地	中西 章
伊勢市西豊浜町1591番地	中西 重喜
伊勢市西豊浜町1471番地	日置 多門
伊勢市西豊浜町1594番地2	日置 種松
伊勢市西豊浜町1323番地3	藤原 久男
伊勢市西豊浜町1457番地	藤原 長哉
伊勢市西豊浜町1702番地	藤原 陽
伊勢市西豊浜町1920番地	大仲 弘紀
伊勢市西豊浜町1914番地	大仲 逸人
伊勢市西豊浜町1894番地	大仲 悟
伊勢市西豊浜町1915番地	楠木 義夫
伊勢市西豊浜町1867番地1	中西 創
伊勢市西豊浜町1893番地1	中西 正治
伊勢市西豊浜町1827番地	廣垣 長八
伊勢市西豊浜町5377番地	廣垣 明則
伊勢市西豊浜町1907番地	森井 義則
伊勢市西豊浜町3062番地	佐々木 貞夫
伊勢市西豊浜町3671番地	佐々木 茂人
伊勢市西豊浜町3681番地2	佐々木 源武
伊勢市西豊浜町3067番地	野呂 晶実
伊勢市西豊浜町3683番地2	野呂 勝治
伊勢市磯町936番地3	奥山 勉
伊勢市磯町1079番地	楠 治一
伊勢市磯町946番地	奥山 春和
伊勢市磯町598番地	安井 正登
伊勢市植山町50番地	大倉 三夫
伊勢市植山町37番地	大倉 博文
伊勢市有滝町2939番地	楠木 晴久
伊勢市有滝町2247番地6	三宅 清嗣
伊勢市有滝町2102番地4	中村 朝生

豊浜土地改良区総代選挙当選人一覧表

【第2選挙区】

(定数20人 当選人20人)

住 所	氏 名
伊勢市東豊浜町1174番地	角屋 幸保
伊勢市東豊浜町1143番地	中世古 大助
伊勢市東豊浜町3351番地	山中 康博
伊勢市東豊浜町1140番地	山中 秋政
伊勢市東豊浜町1109番地	中世古 好史
伊勢市東豊浜町1101番地	中世古 忠
伊勢市東豊浜町1527番地	荒木 利弘
伊勢市東豊浜町1419番地1	中村 光志
伊勢市東豊浜町4447番地	中村 猛
伊勢市東豊浜町3561番地	中村 尚平
伊勢市東豊浜町1605番地2	古野 保
伊勢市東豊浜町1551番地	辻 寿弘
伊勢市東豊浜町3463番地	中村 好孝
伊勢市東豊浜町4498番地	辻井 一郎
伊勢市東豊浜町1534番地	山田 信人
伊勢市檜原町161番地	伊藤 隆徳
伊勢市檜原町145番地	右京 賢一
伊勢市檜原町181番地	坂本 博文
伊勢市檜原町247番地	坂本 隆生
伊勢市檜原町171番地	南 義雄

伊勢市選挙管理委員会告示第 29 号

平成 26 年 5 月 1 日に任期満了の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙を、下記のとおり執行します。

平成 26 年 4 月 18 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 森 裕 幸

記

- 1 選挙期日 平成 26 年 4 月 23 日 (水)
- 2 選挙すべき議員数 6 人

伊勢市選挙管理委員会告示第 30 号

平成 26 年 4 月 23 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における選挙長及び同職務代理者を、下記のとおり選任しました。

平成 26 年 4 月 18 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 森 裕 幸

記

選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
伊勢市 岡本 1 丁目 15 番 28 号	清水 正弘	伊勢市 岡本 1 丁目 15 番 28 号	清水 美津子

伊勢市選挙管理委員会告示 31 号

平成 26 年 4 月 23 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における選挙長の行う

告示は、伊勢市公告式条例によります。

平成 26 年 4 月 18 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 森 裕 幸

伊勢市選挙管理委員会告示 32 号

平成 26 年 4 月 23 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙に用いる投票用紙及び
不在者投票用封筒等に押すべき印を、下記のとおり定めます。

平成 26 年 4 月 18 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 森 裕 幸

記



伊勢市選挙管理委員会告示第 33 号

平成 26 年 4 月 23 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における投票管理者及び同職務代理者を、下記のとおり選任しました。

平成 26 年 4 月 18 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 森 裕 幸

記

投 票 管 理 者		投票管理者の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
伊勢市 岡本 1 丁目3番11号	阪本 憲久	伊勢市 岡本 1 丁目3番11号	阪本 涼子

伊勢市選挙管理委員会告示第 34 号

平成 26 年 4 月 23 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員の選挙における期日前投票所の投票管理者及びこれを代理すべき者を、下記のとおり選任します。

平成 26 年 4 月 18 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 森 裕 幸

記

1 投票管理者

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市岡本 1 丁目 3 番 11 号	阪本 憲久	平成 26 年 4 月 19 日
伊勢市岡本 1 丁目 3 番 11 号	阪本 憲久	平成 26 年 4 月 20 日
伊勢市岡本 1 丁目 3 番 11 号	阪本 憲久	平成 26 年 4 月 21 日
伊勢市岡本 1 丁目 3 番 11 号	阪本 憲久	平成 26 年 4 月 22 日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市岡本 1 丁目 3 番 11 号	阪本 涼子	平成 26 年 4 月 19 日
伊勢市岡本 1 丁目 3 番 11 号	阪本 涼子	平成 26 年 4 月 20 日
伊勢市岡本 1 丁目 3 番 11 号	阪本 涼子	平成 26 年 4 月 21 日
伊勢市岡本 1 丁目 3 番 11 号	阪本 涼子	平成 26 年 4 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会告示第 35 号

平成 26 年 4 月 23 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における開票事務は、
公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 79 条の規定により選挙会場において、選挙
会の事務にあわせて行います。

平成 26 年 4 月 18 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 森 裕 幸

伊勢市選挙管理委員会告示第 36 号

平成 26 年 4 月 23 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨の公表は、伊勢市役所前掲示場に掲示して行います。

平成 26 年 4 月 18 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 森 裕 幸

伊勢市選挙管理委員会告示第 37 号

平成 26 年 4 月 23 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における選挙会の日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成 26 年 4 月 18 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 森 裕 幸

記

- | | | | | |
|---|--------|-----|---|---------|
| 1 | 有投票の場合 | 日 時 | 平成 26 年 4 月 23 日 (水) | 午後 5 時 |
| | | 場 所 | 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
岡本会館 | |
| 2 | 無投票の場合 | 日 時 | 平成 26 年 4 月 23 日 (水) | 午前 10 時 |
| | | 場 所 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階 第 3 会議室 | |

伊勢市選挙管理委員会告示第 38 号

平成 26 年 4 月 23 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額及び報酬の最高額並びに選挙運動事務員等に対する報酬の最高額を、別紙のとおり定めます。

平成 26 年 4 月 18 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 森 裕 幸

**選挙運動従事者及び労務者に対する
実費弁償の最高額及び報酬の最高額**

1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額

(1) 鉄 道 賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
(2) 船 賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
(3) 車 賃	陸路旅行（鉄道旅行を除く）について、路程に応じた実費額
(4) 宿 泊 料	1夜につき12,000円（食料2食分を含む）
(5) 弁 当 料	1食につき1,000円、1日につき3,000円
(6) 茶 菓 料	1日につき500円

2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額

(1) 基 本 日 額	10,000円以内
(2) 超 過 勤 務 手 当	1日につき基本日額の5割以内

3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額

(1) 鉄道賃、船賃 及び車賃	それぞれ第1項(1)、(2)及び(3)に掲げる額
(2) 宿 泊 料	1夜につき10,000円（食料を除く）

4 選挙運動のために使用する事務員1人に対し支給することができる報酬の額

1日につき10,000円以内

専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者1人に対し支給することができる報酬の額

1日につき15,000円以内

伊勢市選挙管理委員会告示第 39 号

平成 26 年 4 月 23 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における投票所を、下記のとおり設置します。

平成 26 年 4 月 18 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 森 裕 幸

記

投票所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号 岡本会館

伊勢市選挙管理委員会告示第 40 号

平成 26 年 4 月 23 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員の選挙における期日前投票所を、下記のとおり設置します。

平成 26 年 4 月 18 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 森 裕 幸

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 投票所 | 期日前投票所 |
| 2 場 所 | 伊勢市役所東庁舎 4 階第 3 会議室 |
| 3 執務を行うべき日 | 平成 26 年 4 月 19 日（土）～
平成 26 年 4 月 22 日（火） 4 日間 |
| 4 執務を行うべき時間 | 午前 8 時 30 分～午後 8 時 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 41 号

平成 26 年 4 月 23 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における不在者投票用紙等の交付場所を、下記のとおり定めます。

平成 26 年 4 月 18 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 森 裕 幸

記

交付場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室

伊勢市選挙管理委員会告示第 42 号

平成 26 年 4 月 23 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における投票記載所の候補者氏名等掲載順序のくじを行う日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成 26 年 4 月 18 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 森 裕 幸

記

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 日 時 | 平成 26 年 4 月 18 日（金） 午後 5 時 30 分 |
| 2 | 場 所 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 43 号

平成 26 年 4 月 23 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 194 条第 1 項第 3 号の規定により候補者 1 人につき、下記のとおり定めます。

平成 26 年 4 月 18 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 森 裕 幸

記

1, 226, 500 円

伊勢市選挙管理委員会告示第 44 号

伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における投票用紙の様式を別紙
のとおり定めます。

平成 26 年 4 月 18 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 森 裕 幸

平成二十六年
行 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙

○ 注 意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

伊勢市
選挙管理
委員会印

こうほしゃしめい
候補者氏名

--

伊勢市選挙管理委員会告示第 45 号

平成 26 年 4 月 23 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における当選人について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 101 条の 3 第 1 項の規定により報告があったので、同条第 2 項の規定により下記のとおりその者の住所及び氏名を告示します。

平成 26 年 4 月 24 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 森 裕 幸

記

伊勢市岡本町財産区議会議員選挙当選人
別紙当選人一覧表のとおり

伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における
当選人一覧表

住 所	氏名
伊勢市岡本2丁目11番88号	岩 崎 好 訓
伊勢市岡本1丁目14番8号	橋 爪 健
伊勢市岡本1丁目9番26号	片 岡 康
伊勢市岡本1丁目10番23号	濱 荻 隆 平
伊勢市岡本1丁目6番14号	林 克 也
伊勢市岡本2丁目6番35号	山 添 久 憲

岡本町財産区議会議員選挙選挙長告示 第1号

平成26年4月23日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における候補者として、下記のとおり届出がありました。

平成26年4月18日

伊勢市岡本町財産区議会議員選挙
選挙長 清水 正弘

記

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性 別	本 籍	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	4.18	本人	いわさき よしのり 岩 崎 好 訓	男	伊勢市岡本二丁目 611番地	伊勢市岡本2丁目 11番88号	S43.6.20	45	無所属	会社員
2	4.18	本人	はしづめ たけし 橋 爪 健	〃	伊勢市岡本一丁目 217番地	伊勢市岡本1丁目 14番8号	S18.12.17	70	無所属	自営業
3	4.18	本人	かたおか やすし 片 岡 康	〃	伊勢市岡本一丁目 20番地	伊勢市岡本1丁目 9番26号	S19.1.6	70	無所属	無 職
4	4.18	本人	はまおぎ りゅうへい 濱 荻 隆 平	〃	伊勢市岡本一丁目 41番地	伊勢市岡本1丁目 10番23号	S24.6.16	64	無所属	無 職
5	4.18	本人	はやし かつや 林 克 也	〃	伊勢市岡本一丁目 212番地	伊勢市岡本1丁目 6番14号	S16.12.8	72	無所属	自営業
6	4.18	本人	やまぞえ ひさのり 山 添 久 憲	〃	伊勢市岡本二丁目 530番地1	伊勢市岡本2丁目 6番35号	S21.12.23	67	無所属	農 業

岡本町財産区議会議員選挙選挙長告示 第2号

平成26年4月23日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙につき届出のあった議員候補者の数がその選挙における選挙すべき議員の定数をこえないため、投票は行いません。

平成26年4月18日

伊勢市岡本町財産区議会議員選挙

選挙長 清水正弘

伊勢市公告第 30 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく本市の基本構想を三重県知事の同意を得て変更したので、同条第 6 項の規定により公告し、変更後の当該基本構想を次のとおり縦覧に供します。

平成 26 年 4 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 31 号

公 示 送 達

次の者の差押調書（謄本）は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 26 年 4 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公示送達を受けるべき者の名称及び住所

名 称	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 32 号

公 示 送 達

次の者の交付要求通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 26 年 4 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公示送達を受けるべき者の名称及び住所

名 称	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 33 号

伊勢市観光振興基本計画を策定しましたので、次のとおり当該計画を公表します。

平成 26 年 4 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を産業観光部観光企画課に備え置いて縦覧に供します。